

課外活動費

課外活動は、学生の教養と品性の涵養および社会性の陶冶、学生相互の啓発などの教育的意識にてらして、大学が正課外教育の部門として捉えているものです。本大学における課外活動団体は、大別して文化・学術団体、体育会および学生(自治)会等があり、大学としてもこれら各団体に対し必要な指導と援助を与えております。

この団体のうちから下記のとおり在学中の全会費(活動費)の徴収委託を受けておりますので、趣旨をご理解のうえ、納入方ご協力をお願いいたします。

体育会

名城大学体育会の活動としては、クラブ発表を兼ねた新入生歓迎会や大学祭、全国大会出場クラブの壮行会などの諸行事及び体育会所属クラブへの活動援助を主な事業として活動しております。

名城大学体育会会則(抜粋)

第3条(目的)

本会は、名城大学(以下「本学」という。)における体育の振興をはかり、学生が体育を通じて、心身を鍛え、品性を陶冶し、あわせて会員相互の親睦と精神を培うことに努め、その成果をもって本学の発展に寄与することを目的とする。

第6条(会員)

本会の会員は、第3条の目的に賛成し、入会したものである。

第24条(会費)

本会は本学学生より四千円の会費を徴収する。

学生会(自治会)

理工学部学生自治会

名城大学理工学部学生自治会の活動は、決議書を基に新入生歓迎活動や大学祭などの各種実行委員会やサークル・自主ゼミなどの活動をしております。そのため全理工学部生から自治会費を徴収し規約に基づき行っています。また、全理工学部生で決議していく本会の一年間の方針である決議書は、大会において審議しています。

名城大学理工学部学生自治会規約(抜粋)

第1条

本会は、名城大学理工学部学生自治会と称し、執務局を理工学部内に設置する。

第2条

本会は、正義と融和に基づき学生の民主的諸権利を擁護することにより、会員相互の親睦や福祉を計り、学生生活全般の発展と向上を目的とする。

第3条

本会の会員は、名城大学理工学部生全員をもって構成する。

第8条

全ての会員は、規約及び各機関の決議事項を尊重し、これらを守らなければならない。

第78条

学生自治会費は入会金二百円・年会費八百円とする。

農学部学生会

学生会活動としては、農学所属サークルに活動発表の場を設けたり、学生生活の向上のためのアンケートを実施・集計し学務センター長および学部長と折衝を行ったりしています。また、春にはスポーツ大会の運営も行っています。この他に、所属サークルの活動許可の認可・援助金支給、大学祭実行委員会への支援なども行っています。

名城大学農学部学生会規約(抜粋)

第1条

会は名城大学農学部学生会と称する。

第2条

本会は学生の自治的活動により学生生活を向上し、校風を高揚して社会の有為なる一員となる事を学ぶと共に、本校教育の成果をあげる事を目的とする。

第3条

本会は名城大学農学部学生を会員とする。

第57条

会員は入会金 1,000 円、会費四年分 4,000 円を納付しなければならない。

薬学部学生会

薬学部学生会では、新入生歓迎行事、オリエンテーション合宿、ソフトボール大会などのスポーツ行事、大学祭などのイベントの企画、支援に加え、学生生活の向上に資する活動を行っております。

また、課外活動団体への支援も行っております。

名城大学薬学部学生会会則(抜粋)

第一章(総則)第1条

本会は名城大学薬学部学生会と称し、事務室は本学部内に設置する。

第一章(総則)第2条

本会は本学部学生の自治精神を涵養し学内の自由の確立と自主的學生生活の向上発展及び融和を計り全学生の総意を実現する事を目的とする。

第一章(総則)第3条

本会の会員は名城大学薬学部学生とし、本会は会員により組織する。但し、顧問は特別会員とし顧問は部長とする。

第二章(会員の権利及び業務)第7条

会員は学生会費 7,000 円を入学手続きと共に納入する。